車両制限令第３条第１項第２号イの規定による道路の指定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第１号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用する車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度を車両の長さ及び軸距に応じて車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第１条の表に掲げる値とする道路を、次のとおり指定する。

平成 29 年１月 27 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１　指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	箇　所
大阪府道高速大和川線	大阪府堺市堺区築港八幡町１番１地先から 大阪府堺市堺区南島町一丁44番14地先まで

２　指定する期日　　平成29年１月28日

車両制限令第３条第１項第３号の規定による道路の指定及び同令第10条第１項の規定による通行方法の定め

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第２号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用する車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定により、通行する車両の高さの最高限度を4.1メートルとする道路を、次のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定により、当該道路を通行する車両の高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両に関する通行方法を、次のとおり定める。

平成 29 年１月 27 日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

１　指定する道路の路線名及び区間

路　線　名	区　間
大阪府道高速大和川線	大阪府堺市堺区築港八幡町１番１地先から 大阪府堺市堺区南島町一丁44番14地先まで

２　指定する期日　　平成29年１月28日

３　通行方法

高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネルでは、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないように走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするため、やむを得ず車線からはみ出す場合は、標識等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒措置

後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ、道路情報を収集の上、走行すること。

以　上

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 29 年阪神高速公告第３号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成29年１月28日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 29 年１月 27 日　　阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　幸　　和範

記

１．記Ⅰ〔１〕１中「⑻　大阪府道高速大和川線のうち松原市三宅西七丁目から同市三宅中八丁目まで」を「⑻　大阪府道高速大和川線のうち堺市堺区築港八幡町から同区南島町一丁まで及び松原市三宅西七丁目から同市三宅中八丁目まで」に改める。

２．別添１出入口の相互間のキロ程の大阪府道高速湾岸線・兵庫県道高速湾岸線（４号・５号湾岸線）の表中「三宝」を「三宝・三宝ＪＣＴ」に改め、大阪府道高速大和川線（６号大和川線）の表中

「

	松原線・大和川線分岐
三宅西	0.6

」を

「

	鉄砲（西行）
三宝・三宝ＪＣＴ	1.4

	松原線・大和川線分岐
三宅西	0.6

」に改める。

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　東京弁護士会
２　処分を受けた弁護士
　氏　　名　小西　一郎
　登録番号　34923
　事 務 所　東京都墨田区吾妻橋１―11―７
　　パークウェル浅草504
　　聖マグダラ法律事務所
３　処分の内容　退会命令
４　処分が効力を生じた年月日
　平成29年１月３日
平成 29 年１月 12 日　　日本弁護士連合会

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　東京タクシー企業年金基金
２．事務所の所在地　東京都千代田区九段南４丁目８番13号
３．理事長の氏名及び住所　武居　利春　東京都千代田区九段南４丁目８番13号
４．実施事業所の名称及び所在地　日日交通株式会社　東京都足立区、平和自動車交通株式会社　東京都墨田区、改進タクシー株式会社　東京都足立区、台東タクシー株式会社　東京都台東区、宝自動車交通株式会社　東京都新宿区、山手交通株式会社　東京都板橋区、府中観光交通株式会社　東京都府中市、武陽交通有限会社　東京都武蔵村山市、互助交通有限会社　東京都墨田区、栄光交通株式会社　東京都足立区、高砂自動車株式会社　東京都目黒区、足立タクシー株式会社　東京都足立区、高鉄交通株式会社　東京都八王子市、三信交通株式会社　東京都大田区、三葉交通株式会社　東京都葛飾区、昭栄自動車株式会社　東京都足立区、日吉交通株式会社　東京都葛飾区、東京乗用旅客自動車厚生年金基金　東京都千代田区、葵交通株式会社　東京都杉並区、堀切交通株式会社　東京都葛飾区、日の出交通株式会社　東京都足立区
５．設立認可年月日　平成29年１月１日
平成 29 年１月 27 日
東京都千代田区九段南４丁目８番13号
東京タクシー企業年金基金
理事長　武居　利春